

平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 細谷火工 株式会社
 代表者名 代表取締役社長 島井武四郎
 (JASDAQ・コード4274)
 問合せ先 専務取締役 細谷 譲二
 電話 042-558-5111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 定款変更の目的

- ① 今後の事業領域の拡大および多様化に対応するため、現行定款第 3 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- ② 監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任およびその選任に係る決議が効力を有する期間等について新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条、第 2 条 (条文省略)	第 1 条、第 2 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 3 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする	第 3 条 (現行どおり)
1. ~14. (条文省略)	1. ~14. (現行どおり)
(新 設)	<u>15. 廃棄処理</u>
(新 設)	<u>16. 農産物、植物の栽培及び販売</u>
15. (条文省略)	<u>17.</u> (現行どおり)
第 4 条、第 5 条 (条文省略)	第 4 条、第 5 条 (現行どおり)
第 2 章～第 4 章 (条文省略)	第 2 章～第 4 章 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第31条～第39条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補充として選任された監査役および第29条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残存期間とする。</u></p> <p>第31条～第39条 (現行どおり)</p>

以 上